

災害時等における物資等の供給に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)と株式会社ナフコ(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に規定する地震、風水害及びその他大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのある場合(以下「災害時等」という。)において、物資等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等における物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、次の各号において、災害時等において物資等の調達が必要となったときは、乙が保有する物資等の供給を要請することができる。

- (1) 出雲市内に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合
- (2) 出雲市内以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県等から物資等の調達の斡旋を要請されたとき、又は特に必要を認めて斡旋を行うとき。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の期待による要請があったときは、当該要請に対し、可能な範囲内において供給する。

(要請の手続き)

第4条 第2条に掲げる要請は、原則として甲が乙に文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(物資等の費用負担)

第6条 乙が供給する物資等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の供給価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

(物資等の引き渡し)

第7条 乙は、物資の運搬および引き渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き渡しを受けるものとする。ただし、乙が輸送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において 物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を甲の指定するものに代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等で行い、その後すみやかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第9条 乙は、第8条2項の引き渡し後に物資等の代金(引き渡し場所までの運賃を含む。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡先)

第10条 この協定に関する連絡先は、甲においては出雲市総務部防災安全課とし、乙においては

株式会社ナフコ総務部とする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑にするため、平素から情報交換、防災訓練の実施、参加及び災害時等における対応策の調査研究に努め、災害の発生に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の効力は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定の解除及び変更の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、それ以降もまた、同様とする。

(疑義)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年4月25日

甲 島根県出雲市今市町70番地
出雲市
出雲市長 長岡 秀人

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳